

令和8年度より

# 四万十町景観計画が変わりました!

## そもそも「四万十町景観計画」って何?

この計画は、国が制定した「景観法」に基づき平成20年度に策定され、四万十川流域の豊かな自然環境や、人々の暮らしによって築かれた良好な景観を守り、未来へ引き継ぐための基本計画です。町内で**一定規模以上の建築物、工作物の新築や改築、開発などを行う際には事前に届出を出していただくことになっています**。それぞれの届出対象行為の詳細についてはホームページにて計画の原本を確認できますので、そちらをご覧ください。

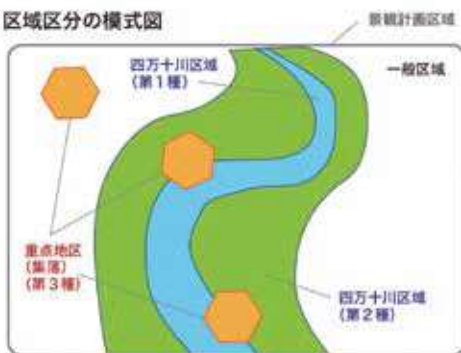
## なぜ、このタイミングで改正が行われたのか

景観計画の策定後、10年以上が経過するなかで、四万十川流域の文化的景観の選定地内などにおいて、当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギーなどの開発行為への対応の必要性から、令和5年度に四万十川流域5市町の「文化的景観保存活用計画」が改定され、四万十川流域の文化的景観保全の考え方が示されました。これを受け、本計画では、文化的景観の保護の取り組みと整合を図るとともに、本町の一体的かつ良好な景観の保全・創出に向け、流域5市町と連携しながら、計画の改定を行ったところです。

## 主な変更内容

- ① 重要文化的景観との関連性を追記
- ② 区域区分の見直し
- ③ 「道路(橋梁)」及び「河川」の位置づけの見直し
- ④ 流域市町による「届出対象行為」の統一と規模の見直し
- ⑤ 文化的景観保存活用計画の土地利用方針に沿った「景観形成基準」の見直し

区域区分の模式図



景観計画区域の図



景観計画HP



お問い合わせ先 環境水道課 ☎22-3119

# 国民健康保険税の重要なお知らせ

## 1 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

国では、子どもや子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。

- 加入している健康保険の保険料(税)の一部として支援金を納めます
- 皆さまの支援金は、児童手当の拡充など6つの子育て支援事業に活用されます

四万十町の国民健康保険税においても、令和8年度から従来の保険税(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)に加えて「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

子ども・子育て支援金分	令和8年度	賦課限度額
所得割	前年度中の所得に応じて算出 課税標準額×0.26%	上限 30,000円
均等割	加入者1人あたり1,656円 ※子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)については、均等割額が全額軽減されます。	
18歳以上均等割	加入者1人あたり66円	

詳しくは、子ども家庭庁または町ホームページをご覧ください。



子ども家庭庁  
HP



四万十町  
HP

変更前

令和7年度 (上限109万円)
医療分66万円 支援分26万円 介護分17万円

変更後

令和8年度(上限113万円)
医療分67万円・支援分26万円 介護分17万円 子ども・子育て支援分3万円

世帯に40歳以上65歳未満の方がいない場合

令和8年度(上限96万円)
医療分67万円・支援分26万円 子ども・子育て支援分3万円

## 2

### 税制改正に伴う 課税限度額変更について

令和8年度から、国民健康保険税の1世帯あたりの最高限度額(上限額)が変更されます。

## 3 倒産や解雇などで 離職された方の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

#### 【軽減の対象となる条件】

- ① 離職時の年齢が65歳未満
  - ② 離職理由が倒産・解雇、または雇い止めなど  
(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の内容で確認します)
- ※国民健康保険税の軽減措置などは、未申告世帯の場合、適用されません。所得の申告を忘れずをお願いします。

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

## 令和8年度の納税・納入通知書を発送します

	発送日	お問い合わせ先	
後期高齢者医療保険料	7月9日(木)	町民課	☎22-3117
介護保険料	7月9日(木)	高齢者支援課	☎22-3900
国民健康保険税	7月10日(金)	税務課	☎22-3116

※第1回目の納付期限は  
**7月31日(金)**です。  
期限内の納付をお願いします。